



# 消防団員募集



消防団員は、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という郷土愛の精神のもと、普段は仕事を持ちながら、災害発生時には災害現場へ出動し、地域の安全と安心を守っています。

恵庭市消防団では、火災の消火活動に限らず、防火PRや広報活動、各種訓練など、一緒に活動してくれる仲間を募集しています。



・恵庭市に居住している方、  
又はお仕事をされている方

・年齢20歳から40歳程度まで

※上記すべて男女問わず



入団を希望する方、興味がある方は下記の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

## 問い合わせ先

恵庭市消防本部 総務課  
〒061-1431 恵庭市有明町2丁目4番14号  
電話 0123-33-5191  
FAX 0123-33-7105





## 組織の概要



恵庭市消防団



## 担当区域

団本部	団長 副団長 部長 班長 団員
第1分団	分団長 副分団長 部長 班長 団員
第2分団	分団長 副分団長 部長 班長 団員
第3分団	分団長 副分団長 部長 班長 団員
第4分団	分団長 副分団長 部長 班長 団員
第5分団	分団長 副分団長 部長 班長 団員

分団の名称	担当区域
第1分団	第2分団、第3分団、第4分団及び第5分団の担当区域以外の区域
第2分団	下島松、中島松、南島松の一部、西島松、島松本町、島松仲町、島松寿町、島松東町、島松旭町、恵み野東、恵み野北及び恵み野里美
第3分団	中央、上山口、南島松の一部及び春日
第4分団	漁太及び林田
第5分団	北島及び穂栄

## 処遇

### ○団員報酬と費用弁償

恵庭市の条例に基づき、年間報酬と、水火災、訓練等の職務に従事した場合、費用弁償(出勤手当、旅費等)を支給します。

### ○公務災害補償

消防団活動により、病気や怪我をした場合には、その損害を補償します。

### ○退職報償金

消防団員として5年以上活動し退職した場合は、在職年数や階級に応じて、退職報償金を支給します。

### ○被服貸与

消防団活動に必要な被服を恵庭市から貸与します。

## 主な行事

4月	春の全道火災予防運動	10月	秋の全道火災予防運動
6月	消防団員基礎教育研修	11月	消防団員現地教育訓練
7月	北海道消防操法訓練大会	12月	歳末警戒
9月	恵庭市消防団員教養訓練	1月	恵庭市消防出初式
	住宅防火訪問(9月~2月)	2月	消防団員現任教育研修

※救命講習会~女性消防団員が必要に応じて随時出向